

# 技能実習制度への介護職種の追加に当たっての要件設定について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。

## 1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

- 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしぐみ・こころとからだのしぐみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする
- ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)
  - ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)
  - ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

## 2. 必要なコミュニケーション能力の確保

- ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件
- ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応

(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験・独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)

## 3. 適切な公的評価システムの構築

- ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定
  - ・各年の到達水準は以下のとおり
- 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル  
2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル  
3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル  
5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

## 4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

- ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)
- ・ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない
- ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定

## 5. 適切な実習体制の確保

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| ・受入れ人数の上限    | 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで |
| ・受入れ人数枠の算定基準 | 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定      |
| ・技能実習指導員の要件  | 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等              |
| ・技能実習計画書     | 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める                |
| ・入国時の講習      | 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ                    |

## 6. 日本人との同等処遇の担保

「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる

- ・受入時：賃金規程等の確認
- ・受入後：訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告

※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討

## 7. 監理団体による監理の徹底

- ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る